



# 平成 29 年 3 月

スウィンホーキ



がいている。日本といっているとういれている。	
は虫類	ハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、 ハナガメ×[ニホンイシガメ・ミナミイシガメ・クサガメ]の交雑種
両生類	ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ヘリグロヒキガエル
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ、カワカマス (パイク) 科の全種、カワカマス (パイク) 科に属する種間の交雑種、ガンブスィア・ホルブロオキ、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ラッフ
村山	ツルヒヨドリ ナガエモウャンゴケ ビーチグラス

新たに指定された特定外来生物

Photo by:スウィンホーキノボリトカゲ©木寺法子 他©自然環境研究センタ

#### ▼どうして許可が必要になるの?

外来生物法に基づく規制の対象(特定外来生物)となりました。 平成28年10月から、飼養(飼育)には許可が必要です。

## **▼今まで通り飼うことができるの?**

許可を受ければ飼い続けることができます。寿命を迎えるまで大切に飼ってください。

## **▼手続きするにはどうしたらいいの?**

申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて最寄りの環境省地方環境事務所へ郵送 してください。申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。

## **▼手続きには費用がかかるの?**

申請や許可に費用はかかりません。但し書類郵送時の切手代は申請者がご負担ください。

## ▼いつまでに手続きをすればいいの?

平成29年3月(規制開始から6ヶ月以内)までに、申請書類を提出してください。

ご不明・ご心配の点は、環境省の各地方環境 事務所 野生生物課にご相談ください。

#### ご注意

- ▶許可を受けずに飼育・他人への譲渡し等をすることは違法行為です。
- ▶野外に放すことは違法行為です。
- ▶違法行為には罰則・罰金が科されます。絶対におやめください。





